

愛知県耐震改修促進法関係市町村事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法律」という。）の施行に関する市町村における事務処理及びこの事務に関する経費として交付する交付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 申請等 要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告、計画の認定申請、計画の変更認定申請、計画認定建築物の耐震改修の状況に関する報告、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告及び要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性に関する報告

(2) 申請者等 申請等を行う者

(3) 通知書 計画の認定通知書、計画の変更認定通知書、建築物の地震に対する安全性に係る認定通知書、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定通知書

(4) 経由事務件数 当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに愛知県建築局公共建築部住宅計画課（以下「住宅計画課」という）又は建設事務所建築課（以下「建設事務所」という）において受理した認定申請書及び耐震診断結果の報告の件数

(申請書の受付)

第3条 市町村長は、申請等があったときは、別表に掲げる図書が整備されていることを確認するものとする。

(書類の調査等)

第4条 市町村長は、前条の書類について、申請地の地名及び地番の表示の適否を調査するものとする。

2 市町村長は計画の認定申請、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告があったときは、現地調査票(様式第1)を作成し、前条の書類の正本に添付するものとする。

(書類の送付等)

第5条 市町村長は、第3条の書類の正本に、受付印を押印し、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告にあつては、当該市町村を管轄する建設事務所へ、その他の書類にあつては住宅計画課へ書類を送付するものとする。

(通知書の交付)

第6条 申請者等に交付する通知書は、原則として申請の受け付けをした市町村長を経由するものとする。

2 市町村長は、前項の規定に基づき住宅計画課から通知書が送付されたときは、申請者等に通知書を交付するものとする。

(立入調査等への協力)

第7条 市町村長は、県から立入調査等の協力依頼があったときは、協力するものとする。

(通報)

第8条 市町村長は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、住宅計画課へ通報するものとする。

(交付金)

第9条 知事は、市町村長に対して毎年度予算の範囲内で、次に定める金額の交付金を交付するものとする。

経理事務件数1件ごとに800円以内

(交付金の交付決定及び交付時期)

第10条 交付金の交付決定及び交付時期については、市町村権限委譲交付金交付要綱の第4の規定による。

附則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年度にあっては、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

経理事務件数 平成9年4月1日から12月31日までに県事務所において受理した計画の認定申請書の件数

附則

1 この要綱は、平成10年4月10日から施行する。

2 改正後の要項第9条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表

区分	書類の名称	添付図書	書類の部数
要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告 (法律第7条関係)	耐震診断の結果の報告書 (規則第1号様式)		正本1部
要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告 (法律第13条第1項関係)	要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告書 (細則様式第1)		正本1部
特定既存耐震不適格建築物の地震に関する安全性に関する報告 (法律第15条第4項関係)	特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書 (細則様式第2)		正本1部
計画の認定申請 (法律第17条関係)	計画の認定申請書 (規則第5号様式)	(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) その他	正本1部 副本1部
計画の変更の認定申請 (法律第18条関係)	変更認定申請書 (細則様式第3)	(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) その他	正本1部 副本1部
計画認定建築物の耐震改修の状況に関する報告 (法律第19条関係)	計画認定建築物の耐震改修状況報告書 (細則様式第5)	(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) その他	正本1部
建築物の地震に対する安全性に係る認定 (法第22条関係)	認定申請書 (規則第12号様式又は第13号様式)	(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) その他	正本1部 副本1部
基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告 (法第24条第1項関係)	基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書 (細則様式第6)		正本1部
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第25条関係)	認定申請書 (規則第17号様式)	(1) 集会の議事録の写し (2) その他	正本1部 副本1部
要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告	要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書		正本1部

(法第 27 条第 4 項関係)	(細則様式第 7)		
要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告 (法附則第 3 条第 1 項関係)	耐震診断の結果の報告書 (規則第 21 号様式)		正本 1 部

現 地 調 査 票

第 年 月 日 号

申請書に係わる現地調査した結果は次のとおりです。

申請書の種類：
 受付日時： 年 月 日
 受付番号：

申請者氏名：
 建築場所：

1. 申請敷地に接する道路関係

① 道路 区分 幅員 基準法 指定番号 指定年月日

- 1) 国道・県道・市町村道・(.) m 42-1-()・ ()号 (. .)
 市道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 2) 国道・県道市町村道・(.) m 42-1-()・ ()号 (. .)
 市道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 3) 国道・県道・市町村道・(.) m 42-1-()・ ()号 (. .)
 市道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 4) 国道・県道・市町村道・(.) m 42-1-()・ ()号 (. .)
 市道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 5) 国道・県道・市町村道・(.) m 42-1-()・ ()号 (. .)
 市道・里道・その他の道 42-2・その他の道路

② ①の道路との間に水路等がある場合 水路の幅 (.) m
 水路占用許可：(有・無)
 「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」 専用の幅 (.) m

2. 敷地周辺の状況

名称 幅員

- 1) 公園・広場・川・水面・線路・その他 (.) m
- 2) 公園・広場・川・水面・線路・その他 (.) m

3. 地域・地区関係

- ①都市計画区域：(内・外)「市街化区域・調整区域」、準都市計画区域：(内・外)
- ②法第6条1項4号指定区域：(内・外)
- ③用途地域

用途地域 建ぺい率 容積率 外壁後退

- 1) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・ (.)% (.)% (.) m
 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 2) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・ (.)% (.)% (.) m
 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 3) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・ (.)% (.)% (.) m
 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 4) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・ (.)% (.)% (.) m
 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 5) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・ (.)% (.)% (.) m
 準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし

- ④防火地域等：(防火・準防火・指定なし・法22条)
- ⑤災害危険区域：(内・外)
- ⑥高度地区：(内・外) 「種」
- ⑦高度利用地区：(内・外)
- ⑧特定街区：(内・外)
- ⑨地区計画区域：(内・外)
- ⑩建築協定区域：(内・外)
- ⑪下水道処理区域：(内・外 (予定処理区域・その他))
「集中浄化槽・個別浄化槽・くみ取り・公設下水管・私設下水管・その他」
- ⑫宅造規制区域：(内・外) 「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」
- ⑬土地区画整理地域：(内・外) 「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」 許可申請中 ()
- ⑭占用許可等：(有・無) 名称： 許可年月日： 年 月 日 許可番号 号
- ⑮その他の区域：(急傾斜地崩壊危険区域・旧住宅地造成事業・地すべり防止区域・河川区域・河川保全区域・風致地区・自然公園・近郊緑地保全区域・森林法保安林・文化財保護区域・土砂災害特別警戒区域)
- ⑯確認対象法令に：(港湾法臨港地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止地区・係る地域 自転車の安全利用で条例で定める区域)
- ⑰備考：

4. 都市計画法関係

- ①開発許可(29条)：(有・無)
- ②建築許可(43条)：(有・無)
「許可年月日： 年 月 日 許可番号 号」
「完了公告年月日： 年 月 日 番号 号」
「制限解除年月日： 年 月 日 番号 号」
- ③既存宅地：(内・外) 「証明有無：(有・無)」
- ④都市計画施設(53条)：(有・無)
名称： 幅員：(.) m
名称： 幅員：(.) m
- ⑤適合証明：(内・外) 「証明有無：(有・無)」

5. その他

- ①屋外広告物法：(支障有・支障無)
- ②駐車場法：(支障有・支障無)
- ③備考：

(備考)

作成者 担当課：() 氏名：()